

大学生及び大学院生を対象とした「日本化学会東海支部長賞」に関する申し合わせ

日本化学会東海支部
(平成 27 年第 2 回常任理事会で改正)
(平成 28 年度第 1 回幹事会で改正)

表記の表彰に関し、下記事項を申し合わせる。

1. 本支部の化学系教育組織に在籍する大学生および大学院生の勉学奨励の一助として、卒業又は修了時に、成績優秀な学生に対し支部長賞を授与する。
2. 本表彰の名称は「日本化学会東海支部長賞」とする。賞状のみを授与し、当分の間、副賞は授与しない。
対象者は、東海 5 県内に本部を置く大学学部及び大学院修士課程（博士前期課程）のうち、日本化学会正会員が 1 名以上在籍する化学系学科、系、コース、専攻等（以下、これら教育組織を「化学系学科等」と呼ぶ）を当該年度に卒業又は修了する学生とし、各教育組織につき 1 名に限る。対象とする教育組織は、当該年度に卒業又は修了する学生数が、原則として 10 名以上の組織とする。学際領域学科や専攻にあって化学系学生数が 10 名未満の場合においても、特に表彰を希望する場合には、理由を添えてその旨を支部長に申し出ることができる。表彰の可否は支部長が判断する。
3. 支部長表彰を希望する化学系学科等は、毎年 12 月末日まで（平成 18 年度に限り、2 月末日まで）に、支部長賞の選考基準、ならびに選考方法等を、別紙様式 1 にて本会支部長に提出し、支部三役（支部長、次期支部長予定の副支部長、庶務幹事、会計）の承認を得なければならない。支部三役は、その結果を幹事会に報告する。
4. 受賞対象者は日本化学会学生会員であることが望ましいが、受賞対象者を会員に限定するか否かの判断は、各教育組織に委ねる。
5. 各教育組織は、厳正に選考しなければならない。
6. 表彰状の授与の方法は各教育組織に委ねる。
7. 支部長賞表彰を行った各教育組織は、当該年度の末日までに、別紙様式 2 により、表彰された学生名等を支部長に提出する。
8. 本表彰とは別に、本支部では平成 10 年度より、鈴鹿工業高等専門学校と沼津工業高等専門学校の工業化学系学科の成績優秀な卒業生を対象とした「支部長賞」を設け、副賞も授与している。当面は、工業高等専門学校学生を対象とした支部長賞と、本申し合わせで対象とする大学生及び大学院生を対象とした支部長賞とは別に扱い、実績を積んだ上で、両賞の統一の是非を検討する。
9. 本申し合わせの変更等は本支部幹事会で審議する。
10. 本申し合わせは、平成 19 年 1 月 31 日より実施する。

以上

(注) 上記 2～4 については、新たな覚書が定められました。次ページをご確認ください。

平成 27 年 8 月 25 日制定
(第 2 回幹事会で承認)

日本化学会東海支部支部長賞授与についての覚え書

1) 日本化学会東海支部(以下、支部と略称)エリアにある大学および大学院において、化学に関する学士または修士に相当する教育課程を、優秀な成績で卒業または修了(見込みも含む)した学生(以下、卒業生と略称)に日本化学会東海支部長賞(以下、支部長賞と略称)を授与する場合は、本覚え書によるものとする。

2) 【授与者の決定】支部長賞を授与される卒業生は、本人が所属する学部・研究科に常勤教員として在籍する日本化学会正会員から支部に推薦された者でなければならない。推薦された候補者の中から、支部の幹事会または常任幹事会の議決によって授与される者が決定される。

3-1) 【推薦できる候補者の上限数】支部長賞の候補者として推薦される者の上限の数は、当該大学における化学を主たる教育分野とする公式な教育課程(学科、専攻、コースなどを指し、学科等と略称する)毎に、学科等をその年度(4月～翌年3月)に卒業または修了した学生の数に従って、それぞれ次のように定める。卒業生の数が50名を超える学科等では年間3名、49～30名の学科等では年間2名、29～10名の学科等では年間1名とする。ただし、当該年度の卒業生が例外的に10人を下回った学科等からの推薦については、事前に支部役員と協議できる。

3-2) 【例年卒業生等が少数の学科等の扱い】上項3-1に関わらず、支部に所属する複数の正会員が常勤の教職員として在籍している学科等で卒業生の数が10人に満たない所は、当該学部または研究科、大学または大学院等で、化学以外の分野を主専攻とする卒業生の数も合算して10名を超えていれば年間1名を推薦できる。

3-3) 【秋期卒業生等の取扱い】秋期入学生や飛び級繰上げなどによる3月期以外の時期の卒業生にも支部長賞を授与できる。この場合、学科等からの推薦は1名を上限として、実際に授与された数はその年度に推薦できる候補者の数に含める。

4) 【選考の手順】大学等に在籍する正会員は、支部長賞を授与されるべき卒業生がいる場合、その候補者を支部に推薦できる。ただし、3月に卒業式などの式典で表彰を考えている場合は、支部が定めた期日までに推薦の書類を提出しなければならない。秋季卒業生の推薦は、事前にできるだけ時間に余裕をもって推薦書類を提出する。推薦および選考の方法については支部で定める。

5) 【その他】本覚え書は、支部にて承認された時点から有効とする。従前適用されていた支部長賞に関する取り決めは、本覚え書が発行した時点で2、3、4の各項目に該当する内容について効力を失う。

付則 (1) 平成 27 年度第 2 回幹事会の審議に基づき、支部長賞授与者の決定は次のように行なう。第 2 項で定めた支部長賞授与候補者(個人)の決定は推薦する各学部・学科等に委任される。各学部・学科等は、3-1)、3-2)、3-3)の各項に定めた数を上限として、支部長賞授与候補者の数を支部に報告する。支部は年 1 回支部長賞授与者について審議する。

(2) 支部長賞授与者の氏名等の記録は支部で保管する。

(3) 本覚え書は平成 27 年 8 月 25 日から施行する。